

工事発注同時公告時の業者区分別制限基準表

※制限については工事業種ごとに定めます。

平成19年3月20日改正

公告案件数	準市内業者が参加できる件数	公告案件数	準市内業者が参加できる件数
1～ 9	1	30～34	6
10～14	2	35～39	7
15～19	3	40～44	8
20～24	4	45～49	9
25～29	5	50～54	10